



# とねっと協議会だより

## VOL.24

【参加施設数】152 施設（中核施設 12、病院・診療所 78、歯科医療機関 9、調剤薬局 42、検査施設 6、圏域外医療機関 5）

【参加住民数】35,625 人（うち、圏域外住民 47 人） \*12 月 31 日現在

発行日/令和 5 年 2 月 1 日  
電話番号/0480 (63) 0003

発行/埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局  
FAX / 0480 (63) 0033

URL/www.saitama-tonet.jp

令和 5 年 1 月 24 日（火）に第 22 回臨時総会を開催しました。総会では、令和 4 年度末で契約終了となる「とねっと」システムにつき、令和 5 年度以降のあり方（案）について協議が行われました。

その結果、7 市 2 町の枠組みによる「とねっと」システムは、構成市町の財政難等（5 市 1 町）を受けて、令和 5 年度の 1 年間延長し、事業終了とし、令和 6 年度に清算業務期間（6 ヶ月：4 月～9 月）を設けることとなりました。

### I 協議事項

#### 1 令和 5 年度以降の「とねっと」システムのあり方（案）について

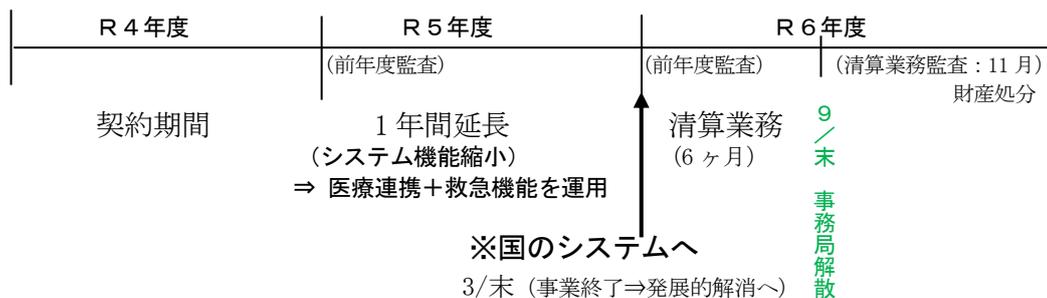
「とねっと」システムは、令和 5・6 年度の 2 年間延長し、令和 7 年度から更新する方針となっていました。しかし、構成市町（7 市 2 町）の中で財政難等から継続（更新）が厳しいとの団体が一部あったことから、各市長・町長のご意向を踏まえ、今後のシステムのあり方について協議が行われ、下記のとおり承認されました。

#### ○ 構成市町（7 市 2 町の枠組み）による「とねっと」の取扱い

##### ① 事業期間

⇒ 令和 4 年度の契約期間満了後、参加医療機関・住民・患者への周知・ご理解や各構成市町の議会への報告等の必要性から、令和 5 年度の 1 年間、延長し事業終了とする。なお、令和 6 年度に前年度の決算監査や現金等の財産処分などの事業を実施する必要があるため、清算業務期間（6 ヶ月）を設け、令和 6 年 9 月 30 日をもって終了とする。また、事務局も同様に、令和 6 年 9 月 30 日で解散する。

なお、10 月 1 日以降にかかる清算業務処理については、事務局は 9 月末に解散するので、改めて構成市町間と協議し対応する。



##### ②参加医療機関・住民等への周知方法

- 参加医療機関等 ⇒ 協議会事務局から個別通知  
(医科・歯科・調剤薬局・臨床検査施設)
- 住民・患者 ⇒
  - ・退会市町からの参加者への個別通知（希望団体：2 月 1 日現在）  
羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町（4 市 1 町）
  - ・事務局HP・窓口での対応
  - ・構成市町の広報紙・HP・掲示版等担当課での掲示
  - ・報道機関への情報提供 など

### II その他

- 延長等の希望のあった 2 市 1 町の枠組みによる「とねっと」の取扱いについては、3 月の臨時総会で決定される予定です。